令和3年度（令和2年分）から、医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書（内訳書）の添付が必須になります。医療費控除の明細書がない場合は、書類不備となりますので、ご注意ください。

※医療費通知書、領収書（下記 2 医療費（上記 1 以外）の明細に記入した分）、交通費の利用区間、料金、利用日がわかるものは、申告から5年間保管してください。

【記載例】 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地　　氏 名 員弁 太郎

医療費のお知らせ（医療費通知書）を添付する場合は、こちらに金額をご記入ください。（ここに記載した医療費は下記の「2 医療費の明細」には記載しないでください。）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
200,000 円	㋐ 200,000 円	㋑ 100,000 円

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
員弁 太郎	○○病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	15,000 円	0 円
	△△薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	10,000 円	0 円
員弁 花子	□□病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	20,000 円	0 円
	交通費（○○駅－バス）	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	25,000 円	0 円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			㋒ 70,000	㋓ 0
医 療 費 の 合 計			A (㋐+㋒) 270,000 円	B (㋑+㋓) 100,000 円

「同じ人」かつ「同じ病院や薬局」のものは、年間でまとめてください。

交通費は、「人」ごと「病院」ごとに年間の合計を記載してください。乗り継ぎ等があった場合であっても、まとめて記入してください。
※明細書とは別に、利用区間と利用日を記録し、調査があった場合、回答できるようにしておいてください。

支払った医療費の合計をAに、補てんされた金額の合計をBに記入してください。

「医療費のお知らせ（医療費通知）に記載がない医療費については、明細にご記入ください。

3 控除額の計算

支払った医療費	（合計） 円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額（A － B）	（マイナスのときは0円）	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	（赤字のときは0円）	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C － F）	（最高200万円、赤字のときは0円）	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注） 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の㊝の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。